

小牧市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

小牧市水道事業

小牧市長 山下 史守朗

小牧市水道事業管理規程第4号

## 小牧市水道事業会計規程の一部を改正する規程

小牧市水道事業会計規程（昭和42年小牧市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

（小切手の支払地の区域）

第17条 納入義務者が収入の納付に用いることができる小切手の支払地の区域は、全国の区域とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。